平成２１年（フ）第５２５号
北海道旭川市豊岡13条３丁目６番５号
債務者　富山利太郎
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９４号
山形県上山市大石２丁目２番９号
債務者　菖蒲ヨシエ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９８号
山形県北村山郡大石田町大字田沢1724番地７
債務者　伊藤星子こと　文　　星子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６２号
山形県東根市温泉町１丁目１番24号
債務者　荒井　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
山形市瀬波２丁目11番17号
債務者　手塚　　慎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
山形市泉町18番24号
債務者　渡辺　松喜
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６９号
山形市泉町18番24号
債務者　渡辺　　明
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
山形市桜田西１丁目12番21号
債務者　根田　　亮
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７６号
山形市下条町２丁目18番29号、前住所山形市下条町２丁目28番24号
債務者　小島　芳博
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２１号
山形県東根市中央４丁目６番５号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３号
群馬県太田市由良町1567番地23
債務者　木村　友也
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４６８号
函館市亀田本町25番７号
債務者　後藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
北海道北斗市東浜１丁目10番26号
債務者　岡田　　司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
北海道北斗市東浜１丁目10番26号
債務者　岡田スエ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９７号
函館市松陰町８番23号
債務者　本庄真由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０４号
北海道亀田郡七飯町字上藤城154番地26
債務者　木元みさき
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０６号
函館市中道２丁目３番６号
債務者　八戸　良仁
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
函館地方裁判所

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７号
秋田県大仙市協和境字野田77番地
破産者　株式会社総合食品みひら
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所大曲支部